

「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」について 新旧対照表

現 行	見直し後
<p>県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い</p>	<p>県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い</p>
<p>全国では、6月20日をもって沖縄県を除く9都道府県が緊急事態措置区域から除外され、うち7都道府県がまん延防止等重点措置へ移行しました。(沖縄県については緊急事態措置の期間が7月11日まで延長)</p> <p>また、まん延防止等重点措置については、6月20日をもって岐阜県及び三重県のまん延防止等重点措置が終了しました。(埼玉県、千葉県及び神奈川県についてはまん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長)</p> <p>全国の新規感染者数は減少傾向が続いていますが、地域によっては人流の増加により減少速度の鈍化が見られ、また、感染力が強いとされるインド由来の変異株の感染拡大の恐れもあり、今後リバウンドに転じる可能性も考えられます。</p> <p>一方、県内では、県民の皆様及び事業者の皆様の御理解と御協力により感染状況は比較的落ち着いていますが、変異株により感染が再拡大する恐れがあります。</p> <p>つきましては、県内における感染の拡大を防ぐため、引き続き、以下のことについて御理解、御協力をお願いします。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 感染が多い地域との往来について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の緊急事態宣言の対象区域(沖縄県)やまん延防止等重点措置の対象区域(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)との往来は、控えてください。(7月11日まで) <p>(以下略)</p>	<p>全国では、6月20日をもって沖縄県を除く9都道府県が緊急事態措置区域から除外され、うち7都道府県がまん延防止等重点措置へ移行しました。(沖縄県については緊急事態措置の期間が7月11日まで延長)</p> <p>また、まん延防止等重点措置については、6月20日をもって岐阜県及び三重県のまん延防止等重点措置が終了しました。(埼玉県、千葉県及び神奈川県についてはまん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長)</p> <p>全国の新規感染者数は減少傾向が続いていますが、地域によっては人流の増加により減少速度の鈍化が見られ、また、感染力が強いとされるインド由来の変異株の感染拡大の恐れもあり、今後リバウンドに転じる可能性も考えられます。</p> <p>一方、県内では、県民の皆様及び事業者の皆様の御理解と御協力により感染状況は比較的落ち着いていますが、変異株により感染が再拡大する恐れがあります。</p> <p>つきましては、県内における感染の拡大を防ぐため、引き続き、以下のことについて御理解、御協力をお願いします。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 感染が多い地域との往来について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の緊急事態宣言の対象区域(沖縄県)やまん延防止等重点措置の対象区域(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)との往来は、控えてください。(7月11日まで) ・ <u>直近1週間の10万人あたりの新規陽性者数が15人以上(政府のステージⅢの指標)となっている地域(福井県、山梨県)との往来は、十分に注意してください。</u> <p>(以下略)</p>